

第Ⅱ章 保育サービス提供主体の多様化 —保育ビジネスを中心として—

新保 幸男

1 保育ビジネス活性化の背景

少子化対策の理念と施策の大枠を定める「少子化対策基本法」(2003年7月23日成立)、地方自治体や従業員300人を超える企業に子育て支援の具体的行動計画の策定を義務づけている「次世代育成支援対策推進法」(2003年7月9日成立)など、子育て支援に向けての制度改革が進みつつある。

これらの制度改革に影響を与えるながら少しお先にしつつ進んできたのが、保育サービス分野における規制緩和の動きである。¹²⁾ 1997年の児童福祉法改正における認可保育所利用の選択性への移行を基点とし、「保育所の設置認可等について」(2000年3月30日厚生省児童家庭局長通知)では、民間企業が認可保育所を設置運営できるように設置主体制限の撤廃が行なわれ、「規制改革推進3カ年計画」(2001年3月30日閣議決定)では、認可保育所完員基準の緩和、会計基準緩和による民間企業による事業拡大インセンティブの付与などが進められた。また、総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」を踏まえて「規制改革推進3カ年計画」の改定(2002年3月29日閣議決定)が行なわれ、公設民営方式の導入による公立保育所の民間への運営委託等が推進された。

これらの動きは、本章で扱う保育ビジネスの動きを活性化する素地を提供し、保育ビジネスの活力で保育サービスの領域が拡大されると寄与したと考えられる。もちろん、認可保育所の役割を重視する見解¹³⁾、公的保育制度を前提に民間非営利法人による保育サービス提供を重視する見解などもあり、保育ビジネ

ベビーシッターなどの在宅型保育サービスなどとの関連、保育サービスを提供するための資金を誰にまず渡すべきかをめぐる児童手当制度との関連、障害児の在宅分野に導入された支援費支給制度との関連、補助金・交付金・税財源などの税財政改革⁽¹⁾などの動向もふまえた子育て支援システム全体の検討を行なう必要がある。しかし、本章では、そこまで手をひろげることはできないので、今回のテーマである「保育ビジネスをめぐる現状と課題」にしほって議論を進めていく。

なお、本章では、「保育サービス」を「保育に関する支援を一定の施設もしくは専門などで人間を介して直接提供すること」を意味する言葉とし、その提供者が公に属しているか営利組織に属しているか、もしくはNPOなどの非営利組織に属しているか、もしくは個人であるかは問わない。また、提供者の意図が営利目的であるか否かも問わない。一方、「保育ビジネス」については「株式会社、有限会社といった営利目的の組織もしくは、営利目的の個人が、その営利目的として実施する『保育サービス』を意味する語として用いる。

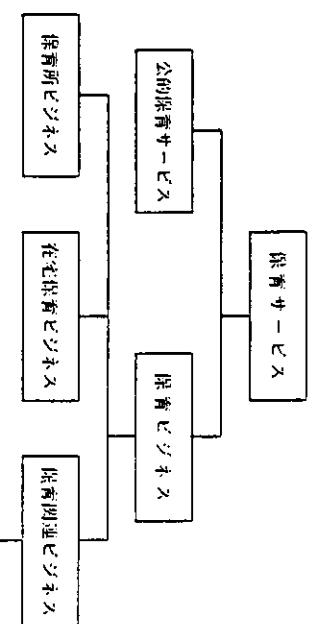
また、第3節から第5節にかけて述べる「保育所ビジネス」「在宅保育ビジネス」「保育関連ビジネス」は、いずれも「保育ビジネス」の下位概念として整理し、「保育所ビジネス」とは「保育ビジネス」を認可外保育所(第2節で記述する認定保育所等の中形態を含む)などという場と組織をもって提供することをさす。「在宅保育ビジネス」は「保育ビジネス」の下位概念として、「保育ビジネス」を個人宅などで提供することをさす。「保育関連ビジネス」は保育サービスを直接提供するわけではないが、保育サービス提供に必要な業務の一部を外部委託(「外部委託ビジネス」)したり、保育サービスの提供を本業のビジネスに効果的に活用し本業のビジネスに付加価値を添えるようなビジネス

本章では、第2節で保育ビジネスをめぐる社会状況の推移について主としてベビーホテル問題との関連を扱った後に、第3節で「保育所ビジネス」、第4節で「在宅保育ビジネス」、第5節で「保育関連ビジネス」についてそれぞれ記述し、最近の保育ビジネスの状況について検討する。

2 保育ビジネスをめぐる社会状況の推移

保育ビジネスの動きを活性化する一連の制度改革が必要であった背景には、保育サービスに対する需要の増加がある。都心部の認可保育施設における0歳、1歳という年齢層や延長保育に対するサービス供給不足という状況などのため、利用者負担が少々高くとも利便性の良い保育サービスの供給を求める声が強まってきていた。

このような声に対して、まず対応したのが、いわゆるベビーホテル⁽²⁾と呼ばれる認可外保育施設である。「子どもにとつてよくない」という理由で認可保育所が対応しにくかった年齢層や延長保育部分について、フルタイム労働で其効きを行なう家庭の保育需要を満たせないため、1960年代の半ばには、ベビーホテルという認可外保育施設に対する需要が高まった。



しかしながら、認可保育所とは異なり、当時の措置費（現在の保育所運営費負担金）などを認可外保育施設は受けることができないため、利用者側の経済的負担が多いにもかかわらず、「職員配置が手薄になりやすい」「狭い部屋」など厳しい運営が行なわれていた。そのような時期に、1980年9月の松山での死亡事故などが社会問題として取り上げられ、1981年には児童福祉法に、悪質な施設に対する報告および立入調査権限（児童福祉法第59条）が創設されるとともに、「無認可保育施設に対する当面の指導基準」（1981年7月2日児発第566号児童家庭局長通知）が示され、認可外保育施設に対する指導監督が行なわれるようになった。

しかし、児童福祉法第7条で定めるところの児童福祉施設でもなく、社会福祉事業法（現在の社会福祉法）で定める社会福祉事業でもない認可外保育施設に対する指導監督は、後手になることが多く、残念な事件が後を絶たなかった。このため、2002年10月からは、児童福祉法の改正により、認可外保育施設に対し、(1)都道府県知事等への事業開始の届出、(2)運営状況の報告、(3)契約時の書面交付等が義務付けられるとともに、(4)報告等により都道府県知事が得た情報を公表することにより、利用者が施設やサービスを選択し得るようになります。また、從来から規定されている都道府県知事等による事業停止等の命令権限に加えて、改善勧告およびこれに従わない場合の公表等が規定された（児童福祉法第59条から第59条の2の7）。

この改正は、認可外保育施設に対する一定の規制であるが、この規制が行なわれることによって、利用者サイドが安心して認可外保育施設を利用するうえで効果があるだけではなく、都道府県政令市レベルが設置条件の緩和など独自の基準を設けて導入した認証保育所（東京都）や認定保育所（神奈川県内の自治体の一部）といった、認可保育施設と從来の認可外保育施設との中間に位置づけられるような保育サービスの供給増加に寄与していると考えられる。このような中間形態の保育施設が地方自治体により規定されたことにより、利用者の信頼感が増し、そのことが、第3節以降で検討する「保育ビジネス」の発展に寄与している。

3 保育所ビジネス

第1節の最後で述べたように、本章で「保育所」は「保育ビジネス」は「保育ビジネス」を認可保育所（認定保育所等の中間形態を含む）という場と組織をもって提供することをさす。

保育所ビジネスは、認可保育施設ではない認可外保育施設であるという点においては共通しているが、第2節で述べたように、地方自治体が設定した中間的基準を満たしかつ登録しているが否かによって、2つに区分することができるのである。本筋では、地方自治体が設定した中間的基準を満たして登録している認可外保育施設を「自治体認証保育所」と呼ぶ。東京都で認証保育所制度が導入されたのが2001年5月であり、その後、神奈川県内の各自治体で2002年4月から類似の制度である認定保育所制度が導入された。東京都の認証保育所として認められているのは、2003年8月1日現在で167保育所であり、うちA型認証保育所（駅前保育所型）が102、B型認証保育所（小規模）が65である。

東京都の認証保育所のような「自治体認証保育所」は、神奈川県ほかの都市部を中心に今後増加することが予想されるが、現在どのような法人が運営を行なっているのかについて東京都の認証保育所を例にみると、次のような特徴をもついくつかのグループがみられる。

第一は、乳幼児ビジネスの延長で「自治体認証保育所」の経営に乗り出した法人である。たとえば、ベビーシッター派遣を行なってきたボンズコーポレーション、育児用品の製造販売で子育て家庭に信頼を有しているピジョン株式会社、通信教育を出发として高齢者介護における実績を有するベネッセコーポレーション、幼児教育分野の延長として認証保育所のフランチャイズ化を進めているピノキオ幼稚園などをあげることができる。

第二は、土地や建物を有している法人が「自治体認証保育所」の経営に乗り出す場合である。この場合、保育サービスを提供して利益を上げることと同時に

に、土地・建物の賃貸収入を得ることや、保育サービスを行なうことによるその他他の付加価値も目指している。たとえば、東京都の認証保育所第1号である「J キッズ・ルミネ北千住保育園」はJR 東日本が北千住駅ビル内に設けたものである。JR 東日本が場所を提供し、埼玉県所沢市の社会福祉法人「桑の実会」が運営している。駅ビル内にあるため、通勤途上にあづけられるという利便性がある。JR 東日本と同様の鉄道事業を手がけている小田急電鉄の子会社である小田急商事が小田急線多見駅近くで運営している「小田急ムック保育園」は小田急商事が今まで手がけてきた小売(ストア)事業との相乗効果を目指されていると思われる。一方、JR 東日本が駅型保育所として最初に手がけた中央線国分寺駅近くのホテルにある「国分寺 J キッズ・ステーション」は認証保育所ではなく、2002年5月に認可保育施設に移行している。

第三は、1968年にスタートした東京都保育室補助制度による補助を受けてきた共同保育室(制度上は無認可保育室)が認証基準をクリアして認証保育所として登録したケースである。「共同保育室にんじん」「まごめ共同保育所」「じゅがいも共同保育所」がこれに該当する。営利目的ではなく、長時間保育の必要などで認可保育施設を利用できにくい保護者が中心となって、地域と一緒に互助なって共同で作り上げてきた無認可保育室が前身であり、子育てに関する互助組織としての性格を有している。同じ共同保育室グループの中には多摩市にある「はとばっぽ共同保育室」のように、営利性を取り込むことに反対して、認可保育施設への移行を目指している共同保育室もある。「はとばっぽ共同保育室」は多摩市からの土地提供や自己資金の確保を目指して、認可をすすめる会を結成するなどの活動を行なっている。

保育所ビジネスを考える場合、その施設内で生じる事件・事故の影響は甚大である。たとえば、ちびっこ園グループは首都圏や関西で計63カ所の無認可保育所を運営していたが、2001年3月に発生した「ちびっこ園池袋西」における園児死亡事件の直後から、施設や営業譲渡が相次ぎ、元社長らに対する有罪判決が東京地方裁判所で出された2003年1月22日現在では21カ所に縮小している。また、残った園も施設名称等の変更を行なっている。子どもという対象を扱う

以上、安全面での配慮が不可欠であることは当然であるが、「ちびっこ園池袋西」の事件は経営面からみても、安全への配慮が最優先事項として考えられるべきものであることを如実に示している。どんなに安全面への配慮をしても事故が起きてしまうかもしれない。しかし、営利性を活力とした「自治体認証型保育所」やそれ以外の「認可外保育施設」にしろ、営業面や利用者の利便性だけではなく、安全面への配慮を十分行なうことができるかどうかが今後の展開に大きな影響を与えるものと思われる。

4 在宅保育ビジネス

在宅保育ビジネスの代表格は、ベビーシッター業である。1980年代半ばには全国的主要都市に現れはじめ、在宅保育の専門職として一定の役割を果たすようになった。ベビーシッターは、子どもの家庭に入り、家庭における子育てを直接支援する在宅保育ビジネスである。家庭の中に入つて保育を行なうベビーシッターは、家庭での育児方針を尊重しながら一人ひとりの子供の個性や発達に応じた個別保育を行なうという特徴を有する。認可保育所が1ヵ月3万円程度、無認可保育施設が1ヵ月6万円程度の利用料であるとすると、個別に対応するベビーシッターの利用料は割高で、1時間あたり1500円(税込)～2500円(税込)程度である。仮に、時間単価2000円で、1日10時間、月に20日利用すると月額40万円の経費がかかることになる。これでは、通常の家庭では利用できないので、多くの場合、認可保育所や無認可保育施設における延長保育部分の利用と並行して、通常の延長保育時間である7時ころまでにお迎えできない場合に、1日2時間程度月に10日くらい利用するという家庭も多い。この場合、月の利用料は時間単価2500円で20時間、月額5万円程度におさまる。また、病気回復期である病後児に対する家庭での保育という側面から、子どもの病気回復期に活用する家庭もある。住み慣れた自宅で安静に過ごすことができるというメリットは大きい。

保育所ビジネスと同様、ベビーシッター業などの在宅保育ビジネスも、事故

が起こらないようにするための研修や、サービス基準、職員研修などに力を入れている。ベビーシッター業界唯一の公的な全国組織である「全国ベビーシッター協会」は、1989年10月に任意団体として設立され、1991年には厚生省（当時）の認可を得て「社団法人全国ベビーシッター協会」が設立した。任意団体当時から現在に至るまで、ベビーシッターの資質向上や利用者への情報提供に力を入れており、1993年3月には、ベビーシッター事業者およびベビーシッターを対象として「ベビーシッター自主基準」を作成して、良質なサービスを提供することによる信頼の獲得につとめている。

ベビーシッター業界は、子どもとの家にベビーシッターを派遣するという從来からあるサービスだけではなく、ホテルや劇場などにベビーシッターを派遣して、そこで、大人たちが大人たちの時間を楽しむ間、ベビーシッターがお世話をするという形でのサービス提供も行なっている。たとえば、京王プラザホテルやヨコハマグランドインシターコンチネンタルホテルなどでは、ホテル内に保育室を設けて、ベビーシッター派遣会社からベビーシッターの派遣を受けてサービスを提供している。ホテルの付加価値を増すうえで効果的な方策であり、利用者にも好評のようである。

また、ベビーシッターに期待する保育の中身にも教育的要素が盛り込まれ始めおり、知育教育、音楽教育、英語教育、情操教育などをベビーシッターによるサービスの中に付加的に盛り込むことも増えている。さらには、ベビーシッター業界そのものが、在宅保育ビジネスの世界から飛び出して、教育的色彩の濃い保育所ビジネスに展開する例もみられる。たとえば、ボビンズコーポレーション（東京・渋谷、中村紀子社長）は提携している英国の「ノーランド・カレッジ」の名前を付けた日常的なしつけに英語を使う早期英語教育を特徴とした保育ビジネスを展開している。ファミリー・サポート（東京・渋谷、中村紀子社長）は都内や神奈川県で、英語を主体とした保育所を多店舗展開する予定である。また、アルファ・コーポレーション（京都市、星木昌則社長）は今後3～4カ月の乳児向けに知育コースを新設し、エルパ（東京・港、渡辺悠子社長）は、音大卒の保育士が歌で情操教育を提供する保育所を2003年に4カ所

開設し、利用料は月額12万円程度を想定している。幼稚園と幼兒教育教室の両方に通うことや、保育所と掛け持ちで利用することを考えると、早期教育に熱心な家庭のニーズを捉えた保育ビジネスであると考えることができます。

さらに、働く女性の増加に伴い企業などからの要望が多い事業所内保育所運営の受託を強化し始めたベビーシッター派遣会社も多い。たとえば、先に述べたボビンズコーポレーションは、資生堂本社ビルが汐留に移転するのを機会に、隣接するビル内で資生堂社員を対象とした事業所内保育所の運営を9月から受託する。資生堂のように女性社員が多い職場などでは、優秀な女性従業員を確保するために事業所内保育所を設置するケースも多く、病院、デパート、特別養護老人ホームなどの事業所内保育所をベビーシッター派遣会社が受託している。ベビーシッター派遣会社は、保育所というハードに重点を置かないがために、比較的初期投資を少なく事業展開しやすい特徴をもつ。児童手当法に基づく児童育成事業の一環として、施設整備費の助成が行なわれていたり、次世代育成支援対策推進法のもとで300人以上の従業員をかかえる事業会社に対して子育て支援の具体的行動計画の立案が求められるため、今後、事業所内保育所の運営やベビーシッター派遣に関する法人契約などの受託が進むものと思われる。またこの傾向に、不動産賃貸料の低下という現象もプラスに作用し始めている。

5 保育関連ビジネス

第3節、第4節でそれぞれ扱った「保育所ビジネス」および「在宅保育ビジネス」は、保育というテーマを中心に行なってビジネスを開拓している企業の状況などを検討してきたが、本節では、当該ビジネスのメインテーマは他においているが、そのビジネスで培ったノウハウを用いて保育所ビジネス、在宅保育ビジネス、公的保育サービスなどの業務の一部を外部委託として受託しているビジネス（「外部委託ビジネス」）や、メインテーマであるビジネスに附加価値を

設けるために保育サービスを活用しているビジネス〔「付加価値ビジネス〕について扱う。

(1) 外部委託ビジネス

保育関連ビジネスとしての外部委託の代表は、保育所の調理業務である。認可保育施設、認可外保育施設を問わず、調理業務を外部委託している保育所は多い。保育所における昼食などの食事は、子どもの発達や健康状態に深く關係するので、もともとは認可保育施設の条件として調理業務は(1)保育所の職員が(2)保育所内の調理場にて調理したうえで、食事を出すこととなっていた。しかし、「保育所における調理業務の委託」(1998年2月18日、規第86号厚生省児童家庭局長通知)によって、(1)保育所の職員という部分について、第3者に委託することが可能となった。背景には、地方分権推進委員会の第2次勧告もあり、一気に(2)保育所内の調理場ではなく、外部の調理場などでまとめて作って保育所に運ぶという方法を許可すべきではないかという点も議論されたが、離乳食・幼児食への配慮、アレルギー・アトピー等への配慮などの必要性から、保育所内の調理場で調理することは認可保育所の条件として残っている。⁴⁰⁾

外部委託の第二の例として、保育士の派遣をあげることができる。保育所ビジネスの場などでは、保育所を経営する主体が直接に保育士を雇用するのはなく、人材派遣業者などから保育士有資格者を有期で派遣してもらう契約を結んだり、当該保育所で働く人材の全部を人材派遣会社から派遣してもらうという形式で、優秀な人材確保を目的とする人材確保業務のかなりの部分を外部委託している保育所ビジネス会社もある。また、保育士だけではなく、民間企業での経験を生かしたマネージメントを期待して、保育所長や事務部門の人材を人材派遣会社から派遣してもらうという外部委託をしている会社もある。外部委託の第三の例は、経営部分の外部委託である。保育ビジネスのフランチャイズについては、第3節で「ピノキオ幼児舎」の例を挙げたが、そのほかに、「ファミリーサポート」や「ビジョン」の子会社なども同様の方向で事業展開をしている。また、公認会計士、税理士などが経営コンサルタントという

(2) 付加価値ビジネス

当該企業のメインテーマであるビジネスに付加価値を設けるために保育サービスを活用しているビジネスも多い。たとえば、マンション分譲を行なう「ナイス」は、深夜まで子どもをあずかる保育施設を併設したマンションを販売し、子育て家庭やこれから子育て期に入る家庭のマンション需要に積極的に対応しようとしている。このことにより、マンション販売競争に勝ち抜くことを目指しており、マンションという建物に保育という付加価値をつけて販売しようという戦略である。

保育所ビジネスそのものに付加価値を付けるという付加価値ビジネスもある。「アルファ・オメガソフト」という富士通系のベンチャー企業は、携帯電話で保育施設にいる子どもの映像を見られるシステムを開発し、そのシステムが、JR東日本各駅で展開される認証保育施設に導入されることになっている。子どもを保育施設にあずけている親にとって、保育所にいる子どもの様子は気になる事柄であり、このサービスの開始は、保育所ビジネスそのものに付加価値をもたらすことになる。安心を附加するとともに、携帯電話の新しい使い方として今後注目されるものと思われる。先に述べたボビンズコーポレーションは、同様のサービスをインターネット回線を使って実施している。

6 今後の展望

保育ビジネスの最近の状況について各節で述べてきた。第1節および第2節では保育ビジネスが注目され、拡大傾向にある背景について、近年の制度改革および歴史的背景を踏まえてまとめた。特に、「自治体認証型保育所」が出てきた背景について認可保育施設と認可外保育施設との中間的性格を有する存在として注目した。また、同じ民間でも非営利目的で実施されてきた無認可保育の歴史がわれわれに示すものについても注目した。第3節から第5節において

ては、保育ビジネスの現状について述べた。営利性を活力とした保育サービスの充実や付加価値の強化の将来性を見出すとともに、安全面での配慮の必要性について触れた。

営利性を活力とした保育サービスの充実をはかりつつ、安全面での強化をはかるためには、どのように配慮する必要があるのか。ここでは、(1)保育サービスの外部委託化に伴なう事故責任の所在、(2)保育ビジネスの発展を促進したり制約を加える行政関与のあり方、という2点について指摘したい。

(1)保育サービスの外部委託化に伴なう事故責任の所在を明確にすることは、営利目的の保育ビジネスがわれわれの社会で認知されるうえで不可欠なことである。公的保育サービスにしろ、保育ビジネスにしろ、あらゆる段階で業務の一部が外部委託される傾向は今後強まることが予想される。外部委託により、受託者が業務遂行中に事故を起こした場合、その事故責任の所在が不明確になり、特に委託者が責任を放棄することも増えてくると思われる。外部委託は経営の効率化からみて有効な場合も多いが、事故責任との関連ではマイナスに作用する可能性が高いので、外部委託可能な業務の範囲、委託契約の内容等については十分な検討が必要である。

(2)保育ビジネスの発展を促進したり制約を加える行政関与のあり方についても、営利性を活力とした保育サービスの充実を一形態として許容したうえでは、営利性を活力とした保育サービスであるという特殊事情に配慮した行政介入を進めしていくことが基本となる。事業開始時点での登録、情報公開などを強化するとともに、保育所内の状況を正確に伝えることによる運営適正化委員会における助言等の対象とするなどの方法により、事故などが起きないよう未然に対応しし得るルートを確保する必要がある。このことは、一定の規制特性に注目して、保育所ビジネスに関する社会福祉法第83条に定める運営適正化委員会における助言等の対象とするなどの方法により、事故などが起きないを保育ビジネスにかけることになるが、子どもを扱う保育ビジネスの特性上、このような利用者保護の仕組みを用意したまゝが、保育ビジネスは今後発展するのではないかと思われる。

注

- (1) 保育所経営一般に関する規制緩和とは異なり、保育士という人材に関する規制緩和はその水準が強化されると考えられる。具体的には、保育所で働く中心的な専門職である「保育士」資格に関して、児童福祉法の改正（2001年）が行なわれ、保育士の資格が国家資格とされた。保育士定数に関する規制緩和する一方で、その一人ひとりに附しては地域の子育て支援を行ない得る人材としてより高度な専門職として位置づけられたと考えられる。
- (2) 全国保育協議会の2003年度重点方針。
- (3) 社団法人全国保育園連盟「安心と喜びの子育てができる国日本——保育改革のための12の提言」（2002年5月）。
- (4) 社団法人全国ベビーシッター協会編『ベビーシッター講座（I理論編）』在宅保育の考え方と実際！（中央法規刊版、2002年）では、ベビーシッターについて詳しく解説している。
- (5) 2004年1月より特別配偶者控除が廃止される一方で、2004年度予算編成作業において、児童手当支給年齢を現行の小学校入学前から小学校3年生まで拡充することが検討されている。
- (6) 個別制度との比較において同じ「契約」制度ではあるが、認可保育所利用の際の「契約」が「保護者と市町村」および「市町村と認可保育所」という2つの「契約」によって成立し、「保護者と認可保育所」との間では直接的契約關係がないのに対し、障害児の在宅サービス利用に関しては、「保護者とサービス提供者」との直接的契約關係が存在し、「保護者と市町村」の契約は存在しない。1997年児童福祉法改正の際に、市町村が間に通うことによって保育所に通う子どもが守られるという観点から、「保護者と市町村」および「市町村と認可保育所」という2つの契約を結ぶという方式が採用されたが、一部には、「保護者と認可保育所」との間で直接契約を結んだほうが、保護者の要望がダイレクトに認可保育所に伝わって保育サービスの改善に寄与するのではないかという見解があつた。
- (7) 地方財政審議会「地方税財源制度改革（三位一体の改革）に関する意見」（2003年6月11日）は、「今回の三位一体の改革は、地方分権一括法による事務権限等に関する改革と一体をなすものであり、地方分権改革を実効あるものとしていくために、早急に実現する必要があるものである」と指摘している。
- (8) ベビーホテルについては、草木咲子編『ベビーホテルに関する総合調査報告』（晚晴社、1981年）に詳しい。この調査報告は、1980年9月11時点で、都内で営業を確認された208のベビーホテルを調査対象としており、夕方6時から7時くらいまでの保育サービスを利用したいのだけれど認可保育所では泊心地でもらえない、という理由でベビーホテルを利用するという人々や、夜（も）泊かなくては生活

表 II-1 「認証保育所」と認可保育所の比較

できないという人などが、ベビーホテル利用者の中心であることが明らかにされている。

- (9) ここ数年でも、1999年6月に神奈川県大和市の「スマイルマム大和ルーム」で起きた2歳児死亡事件、2001年3月に東京都豊島区の「ちびっこ園池袋西」で起きた4ヶ月児の死亡事件などがある。
- (10) 認証保育所とは、東京都が2001年から開始した新たな形態の保育所であり、認可保育所ではないわゆる認可外保育施設である。国が定める認可保育所としての認可は得られていないが、東京都の認証基準に適合したもの東京都独自に「認証」する。大都市の多様なニーズに対応する駆前型のA型と、より小規模な家庭的保育を日指すB型とがある。認証保育所では、多様化しているニーズにこたえるため、0歳児保育・13時間開所を実施している(表II-1を参照)。
- (11) 全国ベビーシッター協会編(2002)「ベビーシッター講座(1理論編) 在宅保育の考え方と実際」中央法規出版、35頁。
- (12) 最低基準としてではなく、この程度は満たしてほしいという推奨の基準としての性格を有しており、「ベビーシッター事業が担う社会的使命」「ベビーシッターによる保育基準」「ベビーシッター事業に関する基準」「安全管理に関する基準」という4つの章によって構成されている。社会や時代の趨勢を踏まえ、最も適切な内容とすべきつねに自主基準の内容を検討することが明記されている。全国ベビーシッター協会編(2002)「ベビーシッター講座(1理論編) 在宅保育の考え方と実際」中央法規出版、163-169頁。
- (13) 「日経流通新聞MJ」(2003年7月31日、21面)。「ビジョン」、「サマンサ」、「東京リトルメイト」といったベビーシッター派遣会社がこれらの事業に取り組んでいる。特に、顧客が家族旅行などに出る機会の多い夏休み期間中は、ベビーシッター派遣需要が低迷するので、ホテルの保育ルーム運営に力を注ぐことも多いようである。
- (14) 「日本経済新聞」(2003年7月23日、朝刊12面)。
- (15) 「日経流通新聞MJ」(2003年5月8日、15面)。通常、事業所内保育所は社員の福利厚生を目的としているため、利用は開設主体の企業の社員に限られていることが多いが、ボビンズは専業的には他企業や地域に開放して、委託元企業の負担を減らすことを強調している。
- (16) 近年の不動産賃料の低下傾向は、必要経費の低下に対しプラスに影響するので、事業所内保育の拡大は進むものと思われる。なお、複数の企業と事業所内保育に関する契約を結び、その事業所内保育業務をまとめて実施することにより、事業所内保育に必要とされる経費を低下させるというビジネスも発生している。(株式会社アルファ・コーポレーション、京都市)。福利厚生に必要な経費を削減しようとする動きは、近年活発に進められており、福利厚生の外部委託を請け負う会社の中には

設置主体	認証保育所		認可保育所
	A型 (駆前保育所型)	B型 (小規模)	
定員・対象年齢	20人-120人 うち0歳~2歳半以上	6~29人 0歳~2歳のみ	20人以上
0歳児保育	0歳児保育を必ず実施		0歳児の受け入れをしない保育所あり
基準面積	0歳児・1歳児の一人あたり 基準面積2.5m ²	0歳児・1歳児の一人あたり 基準面積が3.3m ² 必要(児童福祉施設最低基準)	0歳児面積が従来
保育料	認証保育所が徴収 料金は自由設定(上限あり)		料金は固定料金
申込方法	直接契約	保育所に申し込み	
開所時間	13時間以上の開所義務 (二重保育の解消)	基本は11時間	
サービス内容の説明	各認証保育所で、契約時に保護者へ「重要な項目説明書」を渡し、サービスの内容や施設の概要、事業者の概要などを説明する義務がある	サービス内容についての説明義務は特に定めていない	
利用者・顧民に対する周知	各保育所で、利用定員や開所時間などサービス内容を明記した「認証書」と基準に適合しているという「適合証」を透明封筒など利用者の見やすい場所に掲示することを義務づけられている	認可保育所に対して設置認可書を交付していますが、掲示することを義務づけていない	

出所：せたがや行政事務所のホームページの内容を利用しているが、一部の表現について著者の責任にて改変している。

<http://www.asahi-net.or.jp/~nyon-kdr/fukush/minseyou.htm>

急成長しているハンサ系列の株式会社ベネフィットワンなどの会社がある。

(1) 駅前ビルの一室などに認可保育所を開設しようとすると、この規制が壁になることがある。このため、認可保育所の外の調理場で調理して、認可保育所に持つくるという方法を認めるべきではないかという見解は根強い。現在進められている「総合規制改革推進会議」でも論点の一つとなっている。

(2) 保育施設の運営は構造 YMCA が行なう。共働き家庭の利用を想定し、児童60人を早朝から深夜まであずかる。また、小児科と総合診療科を持つ診療所も設置したり、安否確認用の24時間連絡装置を利用して緊急時に往診を受けられるなどの方法で、保健医療面での安心感を付与したマンション販売を展開しようとしている。

参考文献

- 厚生労働省用均等・児童家庭用均等政策課『少子・高齢化時代の女性適用——男女雇用機会均等対策基本法の解説』労働調査会。
国立社会保障・人口問題研究所 (2002) 『少子社会の子育て支援』東京大学出版会。
社団法人全国ベビーシッター協会編 (2002) 『ベビーシッター講座〈I理論編〉』『ベビーシッター講座〈II実践編〉』中央法規出版社。
堂木聰子編 (1981) 『ベビーホテルに関する総合調査報告』吼聲社。
ニセイ基礎研究所 (2000) 『少子社会への11人の提言——子育て支援の方法と実践』
さようせい。
保育学会研究会監修 (2002) 『保育所運営ハンドブック(平成14年版)』中央法規出版社。
八代尚弘 (1990) 『少子・高齢社会の経済学』東洋経済新報社。